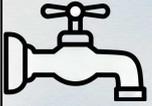


給水設備の 維持管理について

札幌市保健所生活環境課 ビル衛生係

給水設備の維持管理について説明します。



内容

給水設備の区分と法規制

必要な維持管理について

水道に係る行政の動きについて

水質基準にPFOS・PFOAが加わります！（R8.4～）

今回の内容はこちらです。

まずはじめに、維持管理の対象となる給水設備の区分と法規制について説明したのち、必要な維持管理について簡単に紹介します。

それから、水道に係る行政の動きとして、令和8年4月から水質基準に加わるPFOS（ピーフォス）及びPFOA（ピーフォア）について説明します。



内容

💧 給水設備の区分と法規制

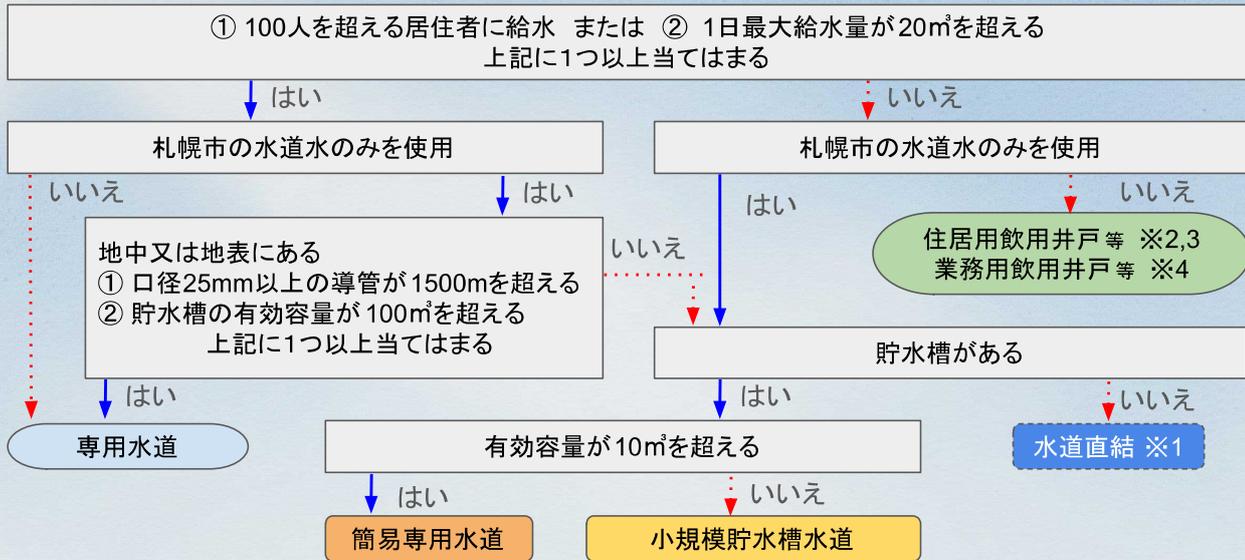
必要な維持管理について

水道に係る行政の動きについて

水質基準にPFOS・PFOAが加わります！（R8.4～）

まず、給水設備の区分と法規制についてです。

給水設備の区分フロー



※1 飲料水に関する保健所への届出不要
 ※2 もっぱら一戸の住宅のみに給水する場合を除く

※3 共同住宅、社宅、寄宿舍等に給水する場合
 ※4 事務所、学校、病院、店舗、旅館、工場、その他事業所に給水する場合

給水設備とは、飲料水を供給するための設備全般のことであり、具体的には井戸や貯水槽、給水管や給水ポンプが該当します。
 給水設備の区分フローのとおり、給水対象者の規模や、水源として使用しているものが市水道水か井戸水等か、貯水槽の有無や貯水槽の有効容量によって分類されます。
 保健所へ届出が必要なもののうち、水道水を使用しているものが「簡易専用水道」と「小規模貯水槽水道」で、大部分の「専用水道」や、「飲用井戸」は井戸水等を使用する給水区分です。

給水設備の区分と法規制

	法定義務 (一部罰則あり)	行政指導		
		水道法 施行令・施行規則	専用水道 事務取扱要領	簡易専用水道 指導要領
専用水道	◎	○		
簡易専用水道	◎		○	
小規模貯水槽水道				○
住居用飲用井戸等 業務用飲用井戸等				○

続いて、給水設備の関係法令、要綱についてご説明します。

大きく分けると、国・省庁が定めた水道法と、札幌市の要綱要領等の2つです。「国・省庁が定めた水道法」とは、法律の目的や原理原則を定めた水道法と、より細かいルールを定めた水道法施行令・施行規則が該当します。

このため水道法、施行令、施行規則には法定義務がかかります。また、全国共通の規制となります。

もう一方の要綱要領等は、札幌市における行政指導の基準となっているものです。

給水設備ごとの適用法令や要綱などはスライドのとおりです。

専用水道と簡易専用水道は水道法による規制がかかり、一部項目には罰則規定もあります。水道法ではカバーしきれない部分や、衛生上、より望ましい管理にするために必要な部分是要領に基づき指導しています。

小規模貯水槽水道と飲用井戸等については、水道法による規制はかかりませんが、「札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱」に基づき指導を行っています。



内容

給水設備の区分と法規制

💧 必要な維持管理について

水道に係る行政の動きについて

水質基準にPFOS・PFOAが加わります！（R8.4～）

次のスライドからは必要な維持管理について説明します。

必要な維持管理について

共通

- ・水の外観検査と残留塩素濃度の測定
- ・水質検査
- ・給水設備の点検
- ・貯水槽清掃(年1回)
- ・帳簿書類の整理・保存
- ・緊急時(水質異常・事故発生時等)の対応

簡易専用水道

- ・簡易専用水道法定検査(年1回)

専用水道

住居用飲用井戸等
業務用飲用井戸等

- ・塩素滅菌機の点検(毎日)

専用水道

- ・水質検査年間計画の策定
- ・従事者の健康診断(検便)(年2回)

こちらでは、給水設備の維持管理について簡単にまとめました。

共通する維持管理の項目として、飲料水の外観検査と残留塩素濃度の測定、水質検査、給水設備の点検、貯水槽清掃、給水設備の図面や維持管理に関する帳簿書類の整理・保存、緊急時の対応が必要です。

このうち、外観検査と残留塩素濃度の測定、水質検査については次のスライドで解説します。

さらに、簡易専用水道では国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた検査機関による法定検査を年1回以上定期的に受検しなければなりません。

保健所や水道局といった行政機関の立入検査とは異なりますのでご注意ください。

また、検査費用は有料ですので、詳細は登録機関にお問い合わせください。

なお、検査を受けなかった場合、罰則(100万円以下の罰金)が適用される場合があります。

このほか、専用水道や飲用井戸等の塩素滅菌機を設置している施設では、滅菌機の点検を毎日実施していただく必要があります。

また、専用水道の場合は、年間の水質検査計画を策定し、従事者の検便実施も必要です。

水の外観検査と残留塩素濃度の測定



- ❖ 受水槽から**最も遠いところ(末端給水栓)**で採水
- ❖ 残留塩素は**DPD法**で測定、**0.1mg/L以上**を保持
- ❖ 測定結果は**記録に残す**(様式例は札幌市のHPIに掲載)
- ❖ 特定建築物の中央式給湯設備については、給湯水の検査も必要

先ほどの共通項目のうち、飲料水の外観検査と残留塩素濃度の測定についてご説明します。

測定の実施頻度は、こちらのフローにあるとおり、水源や使用する受水槽によって異なります。

消毒状態の確認が必要な井戸水を使用している場合(専用水道、飲用井戸等)や、外部からの汚染を受けやすい地下埋設式受水槽(床下型受水槽)を設けている場合は、毎日の測定を指導しています。

また、採水を行う場所ですが、受水槽から最も遠い給水栓で実施してください。残留塩素濃度はDPD法で測定し、0.1mg/L以上を保持するよう管理し、記録に残してください。

異常が起こった際、濃度の推移を確認することもありますので、測定結果(数値)の記録が推奨されます。

検査記録の様式例は札幌市のホームページにある、各給水設備の維持管理のページに掲載していますのでご活用ください。

なお、特定建築物で中央式の給湯設備がある場合は、給湯水の水質検査も必要です。

給湯水の場合は、外観検査と、残留塩素濃度または温度(末端55℃以上)の記録を行います。

定期の水質検査

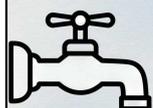
水質の異常を把握したとき(外観異常や残留塩素不検出を含む)はすみやかに保健所へ連絡を!



	一般項目 (12項目)	消毒副生成物 (12項目) *1	地下水汚染物質 *2
簡易専用水道 小規模貯水槽水道	1年以内ごとに1回	(塩素滅菌機使用の場合) 1年以内ごとに1回	検査不要
業務用飲用井戸等	6か月以内ごとに1回	1年以内ごとに1回	3年以内ごとに1回
住居用飲用井戸等	1年以内ごとに1回	1年以内ごとに1回	3年以内ごとに1回
専用水道	〔毎月検査を実施。項目によって過去の検査結果により頻度減少が可能。検査項目の詳細は担当までお問い合わせください。〕		

*1 6~9月に実施 *2 環境基準超過井戸が存在する地域は必要な項目を実施
 ※塩素滅菌機使用の場合に、1年以内ごとに1回実施
 (検査項目の詳細はホームページ、要綱要領等でご確認ください)

給水設備区分ごとに必要な定期水質検査はこちらのとおりです。
 特に、飲用井戸施設において、消毒副生成物の検査が未実施であることが多いため、一般項目と併せて実施するなどし、漏れがないようにお願いします。
 なお、一番下の専用水道については、スライドに記載した項目以外にも必要な項目が多数あるため、詳細は保健所までお問い合わせください。
 このほか、特定建築物内の給水設備については、建築物衛生法で定められた水質検査項目が追加で必要となるのでご注意ください。



内容

給水設備の区分と法規制

必要な維持管理について

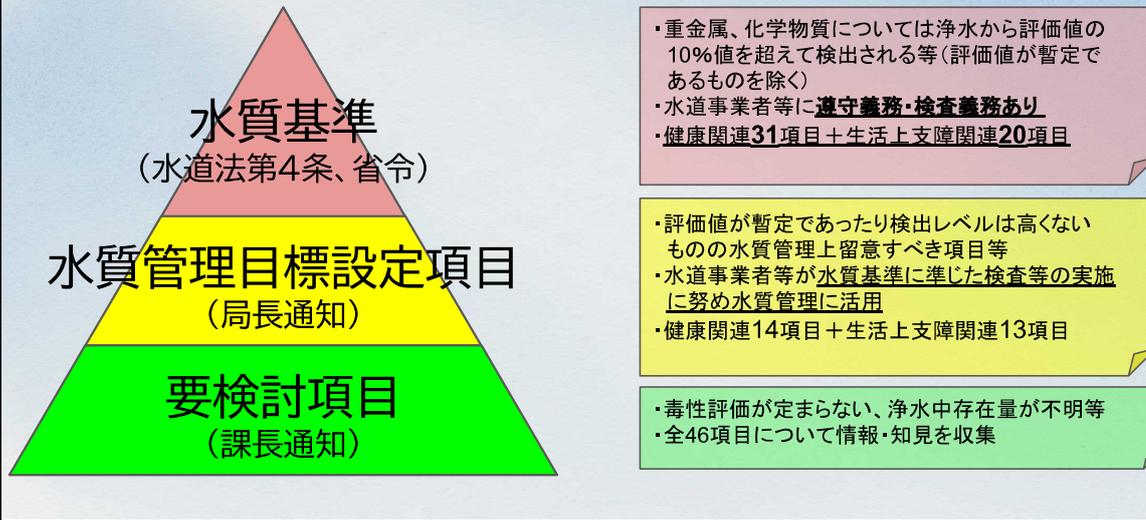
💧水道に係る行政の動きについて

水質基準にPFOS・PFOAが加わります！（R8.4～）

以降のスライドでは、水道に係る行政の動きについて、令和8年4月から水質基準に加わるPFOS及びPFOAについて説明します。

水道に係る行政の動き(PFOS・PFOA)

【現行】(令和8年3月31日まで)



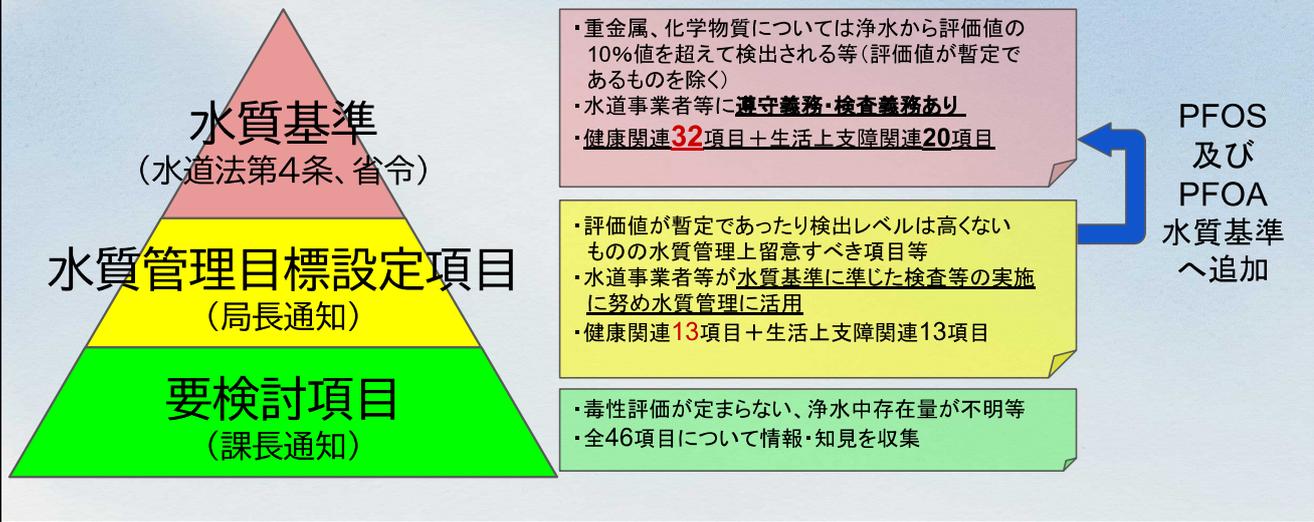
水道法は「正常にして豊富低廉な水の供給」を図ることを目的の一つとしており、第4条に「水質基準」が定められています。

また、この他に「水質管理目標設定項目」や「要検討項目」を設定し、最新の科学的知見に基づき逐次改正方式により検討が行われています。

PFOS及びPFOAを含む有機フッ素化合物についてはこれまで「水質管理目標設定項目」に位置づけられていましたが、この度、「水質基準」への引き上げられることになりました。

水道に係る行政の動き(PFOS・PFOA)

【令和8年4月1日以降】



令和7年(2025年)6月30日に「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」(令和7年環境省令第19号)及び「水道法施行規則の一部を改正する省令」(令和7年環境省令第19号)が公布し、令和8年(2026年)4月1日から施行されます。その内容は、PFOS及びPFOAを水質基準に追加し、その基準値はPFOS及びPFOA合算で50ng/L以下とするというものです。これにより、すべての水道事業者、水道用水供給事業者及び専用水道の設置者は水道法に基づく検査義務が課せられることとなります。

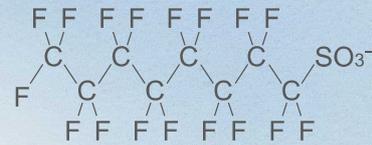
PFOS・PFOAとは・・・

「有機フッ素化合物」の一種

PFOS

ペルフルオロオクタンスルホン酸
(Perfluorooctane sulfonic acid)

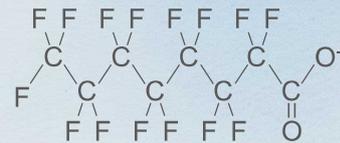
主な用途・・・メッキ処理剤、泡消火薬剤など



PFOA

ペルフルオロオクタン酸
(Perfluorooctane acid)

主な用途・・・撥水剤、界面活性剤など



- ・PFOSは2010年、PFOAは2021年以降製造・輸入等原則禁止
- ・分解されにくい性質があり、今も環境中に残っている

ここで、PFOSとPFOAについて簡単にご説明します。

炭素鎖に多数のフッ素が結合した化合物を「有機フッ素化合物」といい、1万種類以上の物質があるといわれています。

PFOSとPFOAはいずれも炭素が8個の化合物で、正式名称は、PFOSはペルフルオロオクタンスルホン酸、PFOAはペルフルオロオクタン酸といいます。

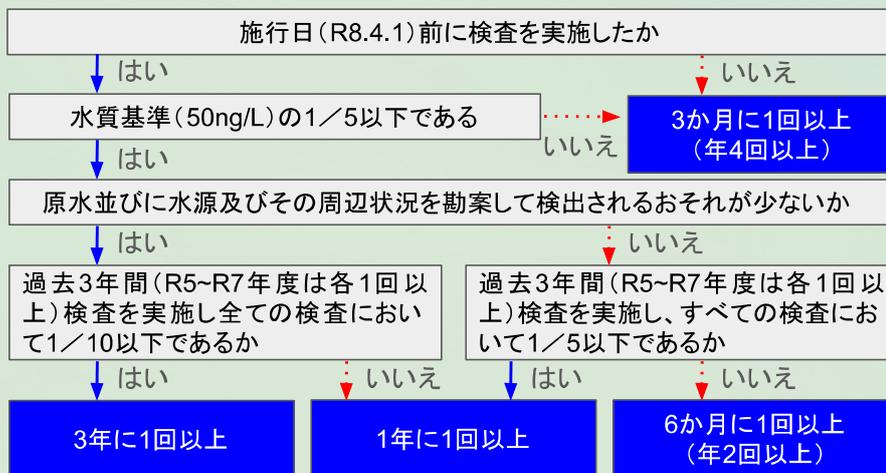
泡消火薬剤や撥水剤、界面活性剤などとして2000年代初め頃まで幅広く使用されていましたが、環境中での残留性や生物蓄積性、健康影響の懸念から国際的な規制がすすみ、日本国内でも現在までに製造、輸入等が原則禁止となっています。

水道法に基づくPFOS・PFOAの検査について

専用水道
設置者さまへ

・原則、3か月に1回以上の検査。ただし、下記のとおり**軽減措置**があります。

専用水道における検査回数の判断フロー



・配水系統ごとに判断を行う

・検査頻度を減じた後に、水質基準の1/5を超過した時は、その時点から「3か月に1回以上」の検査となる(1年間)

専用水道の設置者には、今年4月から水道法に基づくPFOS及びPFOAの検査義務が課せられます。

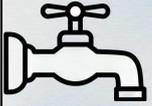
原則、3か月に1回以上の頻度とされましたが、検査費用負担を考慮した軽減措置も設けられています。

令和8年4月1日より前に測定した浄水の検査結果が基準値の5分の1以下、つまり合算で10ng/L以下であり、原水や水源、その周辺状況を勘案して検出されるおそれが少ない場合は「1年に1回」に軽減できます。

さらに、過去3年間のすべての検査において基準値の10分の1以下。つまり合算で5ng/L以下であれば「3年に1回」まで軽減できることとなります。

その他、詳細はフロー図をご確認いただき、ご不明な点があればお気軽に保健所までお問い合わせください。

なお、これ以外にも、市水道を全量受水する専用水道の場合は、送水者(札幌市水道局)の検査結果が基準値の5分の1以下であり、受水者の施設において濃度が上昇しないことが明らかであれば検査自体を省略することも可能です。



おわりに

💧 アンケートへのご協力をお願いします

- ・ホームページのアンケートフォームより回答をお願いします
- ・講習内容の感想や次回以降への要望等もアンケートからお聞かせください

💧 専用水道設置者様へ

- ・前年度分の維持管理報告書は、4月30日までに提出をお願いします

以上です。

最後に、アンケートへのご協力をお願いします。

ホームページのアンケートフォームよりご回答をお願いします。

専用水道設置者様へ。前年度分の維持管理報告書は、4月30日までに、窓口・郵送・オンラインのいずれかにより提出をお願いします。